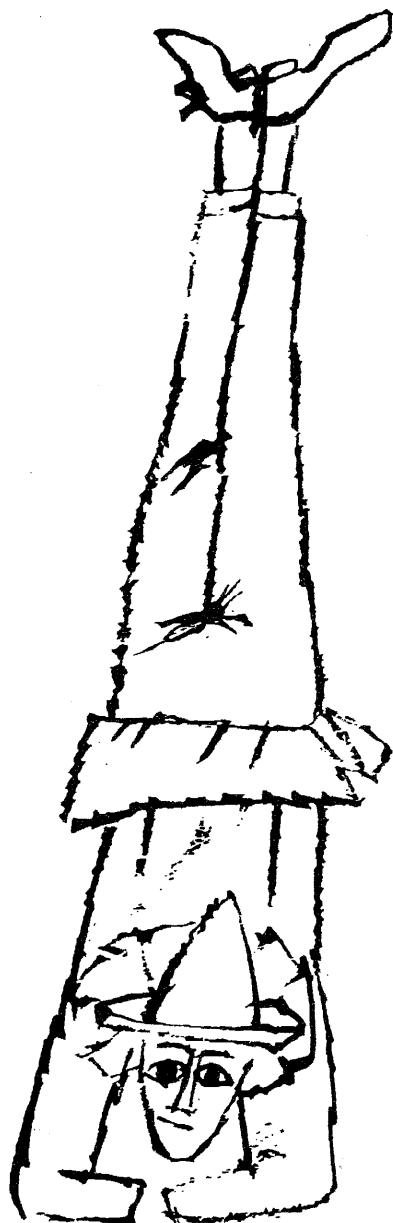


# 泉州国賠つうしん

2



夢みた、こと、生きた、ことを語る、こと、かも  
人間にできるすべてではないか。

『わあよう魂がめぐらあはれか』 フランソワ・モリエ

# 泉 水 博

## 獄窓から 2013.9.9 - 10.31

●—九月九日（月）

陳述書原稿、取り組んでいます。

接見表の談話要旨を改めて読みながらですが、問題は記憶力です。とにかく憶えている処からの積み重ねですね。正直改めていい加減なこと書いているなあ、とアキレタリ、頭にきたりしながら始末の悪いのは、意味不明でこちらの記憶をおもいおこしてくれない時です。総てという訳には勿論いかないので、被告の主張への反論にあたるものから……さて、どうなりますか。

●—九月三〇日（月）

朝晩は大分涼しくなってきましたね。昨晩は急激な冷え込みとなり、驚きました。夏期の間、引き上げていた布団が、ちょうど出役中に部屋に入っていたので、助かりましたが……

日中は、まだ三十度を超す気温で、昼夜のその温度差に早くも風邪を引く同僚も出て油断できません。

舟木先生からの「異議申立書」受けとりました。東京高検検事長相手の「順変」申請却下処分の取消し裁判を求める——という手があるとは知りませんでした。検事の返答に對して、それを判事が如何に判断するかなのでしようが……

で、本当にいつも申証ない限りで、ありがたいの一語に尽きます。  
それに比して、自分は何をしているのかを問うまでもなく、そのだらしのなさに、いたたまれない思いに駆られる次第です。  
頑張れ！と尻を叩いております。  
安田好弘先生から、具体的に陳述書作成のアドバイスいただきました。  
特に、私の場合、原告として、被告の主張への反論についてはまだその機会は十分にあるから、いまは可能なかぎり、如何に裁判長に、泉水博の実態・実情を知つてもらうかであつて、そのための経歴・経緯（出生から現在に至るまでの事実）を陳述書とすることである——と教えられました。  
反論をもつて被告との闘いをすることにしか頭が廻らない私であったと思つています。私の唯しやかりきになつて突き進む丈の愚・危うさを教えられました。

「国賠つうしん」十八日告知があつて、二十日に配布されました。今回は早かつたです。十九日の裁判、他の報告ありがとう。新しい人を含めて二十人ちかくの人たちの傍聴をいただいたとのこと。とてもありがたいですね。改めて感謝しております。  
山下幸夫先生には、また三日間連続での徹夜で、証書づくりをしてくださいましたそ

### 異議申立書

平成25年9月2日

東京地方裁判所 御中

〒501-1183 岐阜県岐阜市則松一丁目34番1号

申立人 泉水博

上記申立人代理人弁護士 舟木友比古

#### 第1 申立の趣旨

平成22年7月22日、岐阜刑務所長が東京高等検察庁検事長に申請した、申立人の「刑執行順序変更指揮について（申請）」について、同月29日に東京高等検察庁検事長がした却下処分は不当であるから、これを取消す旨の裁判を求める。

#### 第2 申立の理由

##### 1 申立人の地位・略歴

(1) 昭和35年9月20日、東京地方裁判所は申立人に無期懲役の判決を言渡し、昭和36年5月9日、申立人は千葉刑務所に入所した。その後、申立人は昭和52年6月2日に旭川刑務所に移監され受刑していたところ、昭和52年10月2日、いわゆる「ダッカ事件」により、日本政府は超法規的措置によって申立人を国外に釈放した（添付資料1）。

(2) しかし、日本政府は、自ら申立人を国外に釈放しておきながら、昭和63年6月7日、旅券法違反として申立人を滞在先のフィリピンで拘束し、日本に連行して逮捕した。そして、公訴提起がされ、平成3年1月18日、東京地方裁判所は申立人を旅券法違反により懲役2年とする判決を言渡し、同判決は、控訴、上告が各々棄却され、平成7年4月17日に確定した（添付資料1）。

(3) その後、検察官は申立人の刑の執行について、無期懲役刑の殘刑を先に執行したことから、申立人は、平成7年7月4日、無期懲役囚として岐阜刑務所に収監され（添付資料1）、現在まで無期懲役囚として通算39年あまり受刑しているものである。

##### 2 岐阜刑務所長による刑の執行順序変更申請の妥当性について

(1) 平成22年7月22日、岐阜刑務所長は、東京高等検察庁検事長に対し、申立人の刑の執行につき、旅券法違反による懲役2年の刑を先に執行するよう、刑の執行順序変更の申請をした（添付資料1）。

(2) 二刑以上の受刑者が仮釈放の審査対象となるためには、各刑について仮釈放条件期間を経過しなければならない。申立人の場合、無期懲役刑と懲役2年の二刑であるが、懲役2年の刑が執行されて仮釈放条件期間を経過しない限り、その生涯において仮釈放されることはない。

(3) 更生保護法34条1項は、「刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。」と定めているところ、仮釈放の資格を早期に得させるためのものである刑の執行順序変更の申請についても、刑事施設の長は法的義務を負うことが明らかである。

また、更生保護法35条1項は、「地方委員会は、前条の申出がない場合であっても、

「一寸先は光」の谷丸祥子さんは、資料チェック作業を担つてくださっている方ですね。おつしやる様に、たのもしく、心の広い方ですね。切手の差入れください大変ありがたいです。

「一寸先は光」——前向きでとつてもよい言葉ですね。私たち懲役にとつて教訓とすべき言葉です。決して忘れてはならない、心に止め置く言葉の一つとして、いただきました。

Hさんからのお便り、墨ぬり削除は全くありませんでした。非常にていねいなお便りで、こちらが恐縮してしまった次第でした。それに十九日に先生達と一緒に来所くださったのですね。貴重なお金を差入れて戴き、お心遣いをいただきました。ありがとうございました。大切に使わせていただき感謝しております。大切に使わせていただきます。どうぞ、ふうさんから機会ありましたら折にも、よろしくお礼を申し上げてくださいるようお願い申し上げます。

処で、毎年開催される運動会が、今年は中止となりました。三年くらい続けて運動

「一寸先は光」の谷丸祥子さんは、資料チェック作業を担つてくださっている方ですね。おつしやる様に、たのもしく、心の広い方ですね。切手の差入れください大変ありがたいです。

「一寸先は光」——前向きでとつてもよい言葉ですね。私たち懲役にとつて教訓とすべき言葉です。決して忘れてはならない、心に止め置く言葉の一つとして、いただきました。

会場でマル暴闘者による喧嘩沙汰があつたことが理由の由。何をか言わんやですね。

彼岸を過ぎて本格的秋がきたこの二、三日、今夜も結構冷える様です。第四金曜日矯正遇日で免業で三連休でした。

お元気で。

ところで、夏ごろMさんのお便りにありましたが、久しぶりに日帰りで上京された際に、宮城刑と岡山刑で無期刑の者の仮釈放が、二十五年と三十年位であった旨を聞いたとあります。如何せん当所は全国で、その仮釈出所率はワーストだそうですが、十一月一日から着用が決まる機運変を知らない人達ですから、半袖Tシャツ一枚の下着にジャンパーで、この凍えの寒さに震えていました。

冬期の衣類は配布されてはいるのですが、十一月一日からの着用が決まる機運変を知らない人達ですから、半袖Tシャツ一枚の下着にジャンパーで、この凍えの寒さに震えていました。

冬石、昨日の寒さにやつと気づいたか、夕方から冬衣の着用も可となつた次第。風邪ひきも大分出ている始末です。

幸いに私はこの難を逃れています。ご休心ください。

大逆事件の坂本清馬について、寡聞にして詳しくは存じませんが、現在ではおよそ考へられない獄中待遇であった訳ですね……それも三十年前まで存在していた情操教育が、全く様変りした訳ですからね。

必要があると認めるときは、仮釈放又は仮出場を許すか否かに関する審理を開始することができる。」と定め、同条項につき法務省は、「第2.1 地方委員会は、無期刑受刑者について、刑の執行が開始された日から30年が経過したときは、その経過した日から起算して1年以内に、法第35条第1項の規定に基づき、必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとする。」「地方委員会は、この通達の実施の日より前に、刑の執行が開始された日から既に30年が経過していた無期刑受刑者については、平成24年3月31日までに、第2の1による仮釈放審理を開始するものとする。」と通達している(添付資料2)。この通達は、無期懲役受刑者に関する仮釈放審理の基準が不透明であるとの指摘に応えるべく、審理の透明性を向上するための方策としてなされたものである。

(4) 上記更生保護法34条1項及び同35条1項に鑑みれば、無期懲役受刑者として既に39年以上の受刑期間を経過した申立人は、「既に30年が経過していた無期刑受刑者」に該当し、仮釈放審理が必ずや開始されなければならない対象者であることが明らかである。

そして、岐阜刑務所長による刑の執行順序変更の申請内容からは、申立人の受刑態度は良好で、「将来に向かって改善更生への意欲が顕著に認められる。」ことが明らかになっている(添付資料1)。

(5) そうすると、平成22年7月22日、岐阜刑務所長が東京高等検察庁検事長に対し、申立人に対する刑の執行順序変更の申請は、極めて適正妥当なものであったことが明らかである。

本来であれば、東京高等検察庁検事長は、上記岐阜刑務所長の申請を容れて、申立人に対する刑の執行順序を変更し、申立人の旅券法違反による懲役2年の刑を執行開始させるべきであったものである。

### 3 東京高等検察庁検事長による却下処分の不当性について

しかし、上記岐阜刑務所長による刑の執行順序変更の申請に対し、平成22年7月29日、東京高等検察庁検事長は申請を却下した(添付資料3)。その内容は、単に却下するというに止まるもので合理的な理由はなく、そもそも理由すら示されていないものであって、およそ不当というよりほかない。

4 したがって、申立人に対する刑の執行は、平成3年1月18日に東京地方裁判所が判決言渡した旅券法違反による懲役2年の刑が、先に執行されるよう刑の執行順序が変更されるべきであって、平成22年7月29日、東京高等検察庁検事長がした上記刑の執行順序変更申請却下処分は、その不当が明らかであるから取消を免れない。

### 第3 結論

よって、申立人は、刑事訴訟法502条に基づき、申立の趣旨記載のとおり異議申立するものである。

### 第4 添付書類

- 1 委任状 1通
- 2 添付資料1ないし3 1通

以上

\*掲載にあたって添付書類は省きました。

# 第一〇回 口頭弁論報告

高野浩一

第一〇回公判の様子を報告します。

こちらから裁判所に提出したものは、大きくわけて二点。

①準備書面として、獄外原告であるYさん

と泉水さんとの書簡を要約したもの。

②泉水さんのもとに差し入れされていた各

種機関誌「救援」「オリーブの樹」「アッ

サラーム」のうち、複数のものを証拠と

して。

今回も山下弁護士によつて、原告の提出

したもの趣旨が、法廷において簡単に述べられました。

①に関しては、その膨大な手紙のやりとりから山本さんと泉水さんの間に親密な関係が築かれていることがわかります。また

Yさんが泉水さんの姪御さんとも手紙をやりとりし、泉水さんにお便りをするように促し、結果として泉水さんの親族との交流の維持に寄与しています。

だらけですね。

場所を移しての報告会では、まず、裁判に先だって弁護士のお二人に、泉水さんの面会に行っていただきましたのでその様子です。

泉水さんはお元気ですが、以前から続く処遇上の不利益が続きストレスはなみなみならぬものがあります。

処遇にはいわばランクがあるので、三類の「B」とされ、テレビやたまにあるビデオを見ることが許されていません。

## 勉強を始めて半年 谷丸祥子

中学生のとき、韓国人のペンパルがいました。私より英語がずっと堪能で、将来は弁護士になりたいという、同じ年の女の子でした。もう名前すら忘れてしまったけれど、今でもたまに思い出します。

彼女は弁護士になれただろうか、きっとなれた気がする、と。

それから十数年後、まさか自分が彼女と同じ試験をめざすようになるなんて思ってもみませんでした。

こんなことを言うとまちがいなく怒られます。私の人生設計に「司法試験」なんていう言葉は、かつて一切なかったからです。

勉強を始めて半年、最近ようやく「私はものすごい試験を受けようとしている……」ということに気がつきました。遅いといふか、まあなんといふか。

今は週三日予備校に通っています。

民法の問題を見ては「もうどっちでもいいやねえか! 土地譲ったれよ!」と勝手に憤り、刑法の問題を見ては「借金なんかで心中することないやない……!」と勝手に涙を浮かべる(あくまで問題文なのに)。

よくいえば情緒ゆたかな私ですが、先日から講義は刑事訴訟法に入りました。

時おり泉水さんの顔が浮かびます。そのたびに目の覚める思いがします。

第一〇回口頭弁論報告——高野浩一

泉水さんと山本さんの関係は深い信頼関係に裏打ちされたもので、面会が禁止されるようなものではありません。

②に関するいいますと、国側は、獄外原告が面会のおりに、旧日本赤軍のメンバーの近況情報を伝えたことを問題視しています。

しかし、上記の複数の機関誌にもそういった近況報告は載っていますし、泉水さんも目を通しているのです。やはりこの点に関しても被告の主張は難癖としか思えません。

以上で原告からの主張はいつたん終了しました。今後、被告が反論を用意することになります。また私たちはそれぞれの原告が「陳述書」を用意していきます。

傍聴にいらしていただいたのは、15~16

人ぐらいでした。

今回の初傍聴は、機関誌の整理に汗を流してくださいましたHさん。関東からの参加です。今回も関西や信州、関東と遠くから多くの方が駆けつけてくださいました。ありがとうございます!

感謝感謝です。

ところで、今回も三人の裁判官の構成が変わっていました。

山下弁護士によると、向かって右側(左陪席)が判決の下書きを準備し、最後には三人の投票によつて決まるそうです。

これは裁判長が○といつても左右の陪席が×と判断すれば一対二で×になるとのこと。法律の世界では常識のことかも知れませんが、一般のわれわれには知らないことがあります。

山下弁護士によると、向かって右側(左陪席)が判決の下書きを準備し、最後には三人の投票によつて決まるそうです。

つづいて、予告していたテレビ番組、泉

水さんをメインに取りあげた「超法規的措置の男——日本赤軍コマンド泉水博の流転」(「驚きももの木20世紀」朝日放送制作、一九九六・一一・一二放映)を上映。

松下竜一さんの本をベースに作られていて、内容も非常に良いものでした。

この映像は、今回初めて傍聴に参加された関東のHさんのご提供によるものでした。重ねてお礼申し上げます。

# 面会記

## 水田ふう

●— 10月1日（金）

泉水さんに面会に行つてきた。

いいお天気。今回はNくんとバスで。

いつもは人の気配が殆どないんやけど、この日は連休の前日だつたせいか、わたしらのあとに、数組が待合室に入つてきた。備え付けの粗末な積み木で遊ぶ子どもの姿を見たのは初めてやつた。

さて、泉水さんは、先月まで下着シャツ姿だったのが、一〇月になつたので、シャツの上に作業衣を着込んでた。

「朝晩かなり涼しくなつてきたけど、昼間は、これ暑いんですよ」と。

自分の体の調子に合わせて、着たり脱いだりはまかりならぬ、規則、規則の獄中生活を苦笑い。

「陳述書——龐大なものになります。腹を決めてやります。しかし書けば書くほど、書き尽くせなくて……」と、悩ましいちや。

面会記——水田ふう

ようすやつた。

「面会できないの？」

「ぜんさいなんやけど……」

「前の妻」

「……ああ、びっくりした。いきなりおかれてよ」というと、「ふーん……」。

「……ずっと待たされて、イライラしてんやな。そこにやつと職員がきた。

「面会許可はできません。手紙のやりとりはあるんですか？」

「してません」

「じゃあ、やりとりをしてから、また来てください」

朝はかなり寒かつたけど、いいお天気だったので、泉水さんの面会に。名鉄岐阜駅から四分くらいのところにバスター・ミナルがある。ここから黒野線一二時五分の便に乗ると、四〇分くらいで「犬塚」に着く。のどかな初冬の空。岐阜刑の

門まで、ここから歩いて一二分ほど。

一二時三〇分に午後の面会受付が始まるんやけど、このバスで来ると、帰りの一四時二六分の便にうまく乗つて帰れる。待つにはちがいないけど、この時間帯がいちばんスムーズなんや。（バスは一時間に一本しかないから、これをはずすとえらいこつちや。）

いま、原告は「陳述書」作成に精出して

る。裁判のはじめに「意見陳述書」というのをみんな書いたんやけど、これは情緒的証拠として出すもんやから、事実に即して、厳密に書くことが求められる。

私は一度目は全面書き直し。二度目も三箇所書き直しや。

一〇日の弁護団会議に間に合うよう、泉水さんからも送られて來たので安田さんに渡すと、読み終えるなり「いいですねえ。この調子で書いてもらおうように伝えてください。まだほんの入口だと思いますけど……」とうれしそう。

泉水さんは、千葉刑で「一人決起」したことから、北海道の旭川刑務所に移されるんやけど、従来からの「痔病」がひどくなつてたおれてしまつた。旭川刑には充分な医療施設がなく、北大の先生が来診する札幌刑務所で診てもらうことになつた。

その日は金曜。医師は診るなり、「なんで、こんなになるまでほつといたんですね」「来週火曜日に手術します」ということになつた。

ところが、ほどなく「手術は中止です」と告げられる。「上からの命令で」という。先生は北大病院の医師やから、重篤な患者に対するこの「上からの命令」が理解できない。しかし、「決定」に背く術もなし

帰りのバスは「柳ヶ瀬」で途中下車。昔「柳ヶ瀬」は大いに賑わつた歓楽街らしいけど、いまは殆どシャッター街。商店街も賑わいとは程遠い。でも、この寂びれた町がわたしは気に入つてゐる。

ふらりぶらりと、ゆっくりいそいで名鉄岐阜駅へ。猫たちが待つてゐるんや。

# 伊那谷から傍聴に 田村寿滿子

泉水さん、こんにちは！

私はふうさんの友だちで、信州は南アルプスの麓のちいさな山村に住んでいるごくごく普通の一村民です。

この度ふうさんから、「国賠を始めたので、『傍聴人求む！』の要請があり、三〇年来の友だちとして都合つくときだけですが、傍聴席のひとつを埋めるべく、はるばるノコノ岐阜の地裁まで足を運んでいます。

ところが民事裁判というものは、始まつたと思つたら次回の公判の日時を決めて解散、というパターンが多くて、初めはビックリしましたが、だんだん慣れてくれました。いつも公判のあとで場所を変えて、安田・山下両弁護士から今裁判はどんなふうに進んでいるのか説明があつて、それでやつと理解できます。

私は泉水さんはちょっとした縁があります。

それは二五年ほど前に「泉水博旅券法違反」の令状で我が家に家宅捜索があつたからです。

もちろん私は泉水さんは一面識もないのに、はじめは警察の勘違いかと思ったのですが、その時全国一斉に三〇〇ヶ所で大型ガサがあり、同じ日にふうさんのところにもガサが来てい

たので、これは警察の情報収集だと気づきました。

私が東アジア反日武装戦線の大通寺将司くんとひよんなことから知り合い、文通や面会をしたことがあったので、ギリラの仲間かと思つたのかしら？とにかくヒトの家にどさどさ上り込んで、住所録、電話帳、手紙などを勝手に押収していった警察のやり方にすっかり私は憤り、片つ端から新聞社に電話をかけまくつて警察の不当さを訴えました。

おかげで県民の八〇パーセントは読んでいるという地方紙に、カギカツコ付きではあるけれど、デカデカと「不当な家宅捜索」と見出しがつけられ、私のコメントがそのまま載り、最後に「警察はノーコメント」と書かれていたので、それで少しは我が家の誤解はとけたかもしれないけれど、しばらくいきな村では大騒ぎでしたよ。とんだ迷惑でした。（泉水さんのせいではありません。）

それがある日突然理由も告げられずに面会が不許可になつて、ふうさんは本当に悩んでいました。

私も納得できないことだつたので、裁判を起こすことを決心したふうさんの応援をしようと思つた次第です。

刑務所と学校を見れば、その國の人権度がわかると言いますが、日本は人権についてまつたくはずかしい限りですね。

ところで、私が住む山村は人口が一一〇〇人ほどで、信号もない電車の駅もないところですが、南アルプスの標高三〇〇〇メートル級の山が眼前に見える景色の美しいところです。そんな静かな村に突然リニアモーターカーが通過する話が降ってきて、いまや村は大混乱です。

泉水さんはリニアって知つてますか？

ものの本によると「強い磁界で車体を浮上させるとともに、S極とN極を交互に素早く変換させて『リニア（直線方向）』の推進力を得、新幹線を上回る時速五〇〇キロのスピードを出す」乗り物だそうです。東京—名古屋間を一時間足らずで走るんだつて。

リニアは直線しか走ないので経路の八割がトンネルで、その工事の廃土を運ぶ大型ダンプがわが村のメインストリートを一日一七〇〇台も通る！それも一〇年間！信号もない秘境といわれる村が一〇年間工事現場になる！

ありえない話だと思います。

国は3・11のドサクサにその工事の着工にゴーサインを出し

たつていうからあきれます。あの震災からなんにも学ばないのですね。

先日工事を行うJR東海が説明会というのを村でやつたのですが、「もしトンネル工事で山の水が枯れたらどう責任をとるのか」という村人からの質問にまつたく答えなかつた。

「騒音も基準値以下です」

「環境もできるだけ壊さないように努力します」

「我々はこうしてみなさんに理解してもらえるように丁寧に何

回も説明会を行つてきました」

こういうのを感嘆無礼つていうんだよね。

こうして大きな力で日本中の過疎の村々が壊されてきたんだなあと思つた。  
福島もそうだけど、六ヶ所も福井もみんな景色のきれいな場所に原発作つたからね。

続きをお楽しみに。

# 水田ふう 鶴飼町から

時々、まるさんのことを思い出す。

まるは磨と書く。

「なんやお公家さんみたいやな」——とい  
うと「外腹の子でね」とわけありそうやつ  
た。

磨さんは、プロのドロボーさん。それも  
大学専門のドロボーさんや。大阪拘置所か  
ら推薦されたいうて、たんぽぼ図書館に手  
紙がくるようになつた。

ほどなく出所して、行くあてがないとい  
うので、わが家（といつても四畳半と六畳  
の文化住宅と向い楠荘の六畳一間の三部  
屋）に半年近く居候することに。  
「居候ですから」と、ビラづくりや発送作  
業にきてるみんなのために晩飯をつくる。  
甲斐甲斐しく給仕をする。

鰯の甘辛煮が特別うまかつたなあ。  
おばあちゃんの話し相手にもなつて、い  
つのまにか犬山の留守宅に着替えをとりに  
行つてくれたり。

い騒ぎになつたんやつた。

この「否認」から「取り引き」の実態が  
明らかになって、ついに担当捜査官が一人  
責任退職、警察署長が更迭……。

被疑者と捜査当局が取り引きして、高い  
検挙率を維持して、世界に「誇る」検挙成  
績を上げてたんやねえ。

しかし、居候もしずらくなつたんやろな  
あ。

その頃、獄中闘争を果敢に闘つてた荒井  
まり子さんに感激して、大拘にいるときか  
ら心をよせていたんやけど、ある日、「私  
も救援運動に加わるうと思ひます。東京に  
まいります」「お世話になりました」という  
て、磨さんは出ていつたんやつた……。

それから一、二年たつてからのことや。  
夕方、バイト先の住之江競艇場から帰つ  
てくると、刑事らしいのがわが家のまわり  
をウロウロしてた。

「なにか？」と尋ねると、「こいつ男が  
きてないか？」と写真を見せる。なんと磨  
さんやないか。

「さあ、知らない人ですねえ」というと刑  
事は帰つていつたけど、磨さん、またドロ  
ボーの磨さんは、礼儀正しく親切  
で、律儀でまめまめしい人やつた。

向井さん、めずらしく風邪ひいて高熱だ  
して寝込んで、何も食べれない。それが磨  
さんのつくつたうどんを実際にうますぎに食  
べたんや……。

ドロボーの磨さんは、礼儀正しく親切  
で、律儀でまめまめしい人やつた。  
當時、磨さんは、各朝刊紙に大きく「全  
国の大學生を荒し回つた犯人」として報道さ  
れたんやけど、「この家は、いつも鍵がか  
かつてないみたいですが、鍵がかかる  
ない家というのは、ドロボーには入りにく  
いんですよ。家人がいつ帰つてくるかわか  
らないから。

その点大學生はいつ行つても大丈夫。昼間  
下見に行つて、だいたい見当つけて、夜、  
白衣を着て堂々と研究室に入つていけば、  
誰も見咎めませんよ。朝までじっくり腰す  
えてやれば、どんな金庫でもあきます。

文学部に入つても金はありません。工学

部とか、科学技術系の学部は、企業と癒着  
してますから金がある。それをいただくん  
です」

で、磨さんは、五〇件～六〇件の犯行  
で、七〇〇万円位の盗みをしたのは事実な  
んやけど、約二〇〇件の犯行をしたことに  
され、そのうちの四四件についてのみ訴  
追され、裁判となつた。

ややこしいんやけど、残りの一五五件  
は、検挙処理いうて、未解決のままになつ  
てる事件を、磨さんがやつたことにして処  
理する。検挙率を上げるために捜査当局が  
「取り引き」をもちかけるんや。  
それで磨さんはやつてない事件もかぶる  
ことで、量刑をまってもらう。

その手筈に間違いが生じて、「取り引き」

が破られたと思つた磨さんは、裁判の途中

で、「否認」に転じた。

新聞にも「告発」したもんやから、えら

ボーさんしてはるんやろか……。

「そんなこと、今の中でも起つて  
るの？」

……という話から「監獄」に関心を持

つはじまりになつた。

でも、「救援」なんてたいそうなこと  
はだけへんし、「図書の差入れぐらいな  
らできるんちやう」ということになつた  
んやつた。

まず、それぞれの家の本棚から目録を  
にしまつてある。

対象は、殺人や窃盜罪に問われている  
刑事犯。

政治犯といわれる人たちには小さくて  
も救援組織があるけど、刑事犯は家族か  
らも見放されてる人が多い。

三ヶ月に一回「たんぽぼ新聞」発行。  
手書きのタブロイド版。四頁で七〇〇

部。獄中でできる健康体操を図入りで載  
せたり。すると、週に一〇通以上の手紙  
がくるようになつた。

「監獄にも仲間がいると思うと力がわい  
てきます」

「私はやつていません」

「立場の弱い一般刑事犯は、差入れほし  
きのため、雑居房で、ヤクザに忠誠を近  
づけます」

\*「たんぽぼ図書館」いうのは、その頃「サ  
ルートン」と呼んでたわが家に出入りし  
てた女たち五、六人で、毎週井戸端会議  
をやつてたんやけど、その中から生まれ  
たグループ。発足は一九七八年。

「監獄に長いこと入れられてたら生理が  
止まつたんやて」

「釜の知り合いから聞いた話やけど、つ

い最近のことや、傷害で逮捕され、大阪  
拘置所に入れられたひとが、一六日目

に、全身あざだらけの死体になつて、お  
母さんのもとに帰されてきたといふ  
や。拘置所の職員が殴る、蹴るしたんや  
ろな」

い、社会に出ても縁がきれない  
「制圧と称して保護房のスピーカーのボ  
リュームを最大にされた」などなど。知  
らないことばかりやつた……。  
そして、だんだん監獄は自分たちと無  
縁ではないと思えてきた。

今夏八月三一日、死刑廃止フォーラム主  
催の講演会で辺見庸さんが、大道寺将司さ  
んからの手紙に八行におよぶ「塗りつぶ  
し」があったことを話されていた。

吹き出して、肉が割れて骨も見えるよ  
うな、石でいえば割れた石の開面を観  
るような、ただ事でない思いをしたの  
です。で、「これはなんなのだ？」と  
ぼくは思ったのです。

\*

手紙の文字に黒のマジックインキを  
塗り、次に、ボールペンでその上から  
おびただしい螺旋の形を書いて判読不  
能にする。それを執拗にくくりかえして  
さらに、仕上げのようにマジックでま  
た塗りつぶす。ということは、まるつ  
きり読めなくなってしまう。

黒塗りにされた手紙を目に突きつけ  
られるということは、喻えてみればで  
すね、ちょうどひとの身体で、やけど

わたしに慄然とするのは「これはな  
んなのだ?」ということが、ぼくには  
わからないからなんです。皆目不明。  
このわからなさというのが、最近、私  
は非常に気持ち悪いのですけれども、  
つまり塗りつぶしの目的と意味と意義  
です。これがわからない。

この「抹消」「削除」は、たんぽぽ図書  
館でもたびたびやられた。

手紙はもちろん、ふつうの本屋さんで売  
られている本にたいしても黒塗りするんや  
で。本の所有者はわたしらや。それを無断  
で傷物にするんやから。たまたまんやな  
い。

第一、拘置所に入れられてる人は、無罪  
推定の未決囚やないか。

泉水さんは確定囚やけど、差入れられた

## 読者から

◎「——頼むわ!」……ふうさ  
んのこの裁判に対する想いが、  
強く伝わってきました。

滋賀・M

◎「獄窓から」で泉水さんの現  
在を知ることができるのがうれ  
しいです。各記事も印象深く、  
とても充実した内容で、毎号楽  
しみです。

東京・Y

◎きちんとやることをやる姿勢  
に学ばなくてはと思いました。  
冒頭の石牟礼さんの言葉とベ  
ン・シャーンの絵、この心憎い  
編集にちょっとうなつた!

大阪・N

◎最近はなかなか愛知にも行け  
ないけど、次行くときは大山に  
寄りたいなと思っています。

京都・B

◎それにしても「オリンピッ  
ク」騒々しすぎますね。無視す  
ればいいのでしょうか。向こう  
から勝手にやってきて眼や耳に

く感じます。

私は貧乏暇なしで忙しく働く  
毎日です。色々あって、毎日が

サバイバルです。夏の疲れが出

入るのは少々まいっています。

東京・Y

◎「つうしん」すぐ読みました。

高校野球は、夏に思いを馳せる  
時、地蔵盆と同じなんですよ。

人の気持ちに配慮してはいけな  
いのでしょうか——いろいろ  
思いをめぐらせてています。

京都・Y

◎私は「日の丸・君が代」の強  
制、処分に反対する教員を支援  
しております、そのため都教育委員  
会へときどき要請に行くのです  
が、ここでも、非論理的・不可  
解で閉鎖的な対応をいつもされ  
ます。権力側のかたくなさ、排  
他性がひどくなっているなど感  
じます。

東京・Y

◎「つうしん」ありがとうござ  
いました。本当に暑い夏でした  
が、その分朝夕の涼しさが有難  
いです。

大阪・E

◎それでも「オリンピッ  
ク」騒々しすぎますね。無視す  
ればいいのでしょうか。向こう

から勝手にやってきて眼や耳に

る頃です。ご自愛ください。

大阪・C

◎私も目はかなり悪くなりまし  
たし、いろいろガタがきており  
ますが、暑い寒いはあまり気に  
なりません。(つきあい方が慣れ  
てきた?) 毎日、自転車で(配  
達の仕事)走っております。

大阪・E

夏場は気をぬくとやせるので  
しっかりと食べておりますよ。

大阪・E

◎なにより泉水博氏の御健康で  
あられる事、切にお祈りしてお  
ります。

宮城・D

◎泉水さんは、手紙からも「仁  
義の人」というかんじがします。

千葉・H

◎猛暑の中、「つうしん」を拝  
受。泉水さんのことをいつもお  
祈りしています。

ベン・シャーンはかすかな虫

の光を、一人々々の火に変えま  
した。

「驚きももの木」……泉水さ  
んのこと思い出してたときに  
DVD見たのよネ。いそいでそ  
の夜観ました。しらなかつたこ  
とも多かつた。

機関誌を読んでたら、文中に出てくる「泉  
水博」の名が全部「抹消」されてた——と  
いうんや。ご苦労なこつちや。まったく意  
味不明。「一体、これはなんなんや」。  
こんなことが大真面目に、獄中ではずつ  
と続いているんや……。

辺見さんの「一体、人間と人間のシステ  
ム、制度、規則というのはなんなのでしょ  
うか。……」という言葉は、わたしが長年  
かかえている思いと、まさに同じものやつ  
た。

深く深く共感して講演録を読んだ。

この講演録は、「フォーラム90」(第一三一  
号)に収録。〒107-0052 東京都港  
区赤坂二一四一三 港合同法律事務所  
付 フォーラム90 実行委員宛に申し込んでく  
ださい。領価三〇〇円。

また、最近出たばかりの『いま語りえぬこ  
とのために 死刑と新しいファシズム』(毎  
日新聞社、二〇一三)にも収められているそ  
うです。

野村秋介さんのこととか出てこなかつたネ。すげいなあと思つたのは、左ヨク右ヨクとか超えてるなーって、思つたのかなあ。私が千葉地裁まで傍聴行つたのは、ぐーんと遠くのようにも、この間のことのようにも思う。

ながいながい獄中とシャバで短かくも濃い日々。泉水さんの人生つて、遠くから見れば、他人ごとにていれば、何もみえてこないその中に——強い意志、つらぬかれた意志。泉水さんの名のごとく、透きとおつた岩しみずのキラメくまぶしい絶対。

生命というのかな尊いといふのかな、ゆるぎなく自分の信念をつらぬき生きる。とても大変なことを、大変な道を生きてるんだよね。

熊本・I

●今年の夏も暑かつたですねえ。泉水さんたちも、この暑さの中、四十度もあるところで、

こなかつたネ。すげいなあと思つたのは、左ヨク右ヨクとか超えてるなーって、思つたのかなあ。私が千葉地裁まで傍聴行つたのは、ぐーんと遠くのようにも、この間のことのようにも思う。

フラフラになりながらも頑張つていらした様子、酷いことですよね。

刑務所内のがほんの少しでも改善されたらと思ひますが、努力が実を結ぶまで長い長い道のりなのでしょう。何とも切ない話です。

千葉・A

◎石牟礼道子の言葉、昔読んだはずやけど、今という時、深く心にしました。表紙のベン・シャーンやレイアウト……いろ

いろ考えさせられることがありました。というか……文字にはなつていないところを、こちらが想像というか妄想して、考へる方が多いのかもしません。

その一つ。谷丸祥子さんの文章と、石牟礼さんの文章——その二つがあることから浮びあがるもの……

室温四十度！「お上」の定

荷物を背負つていくことでしたよ。どうか体調に気をつけて。

まえの感覚、おもいやりを奪つてしまふんだなと、改めて思いました。

台風、大丈夫でしたか？市内も桂川が氾濫したり鳴川が決壊しそうやつたり、今までとは少し様子が違います。

年をとると、こういうときにはさつきと準備するとか、避難するとか、そういうことも大層なことになるんやなあ……と改めています。

京都・K

◎思いの方は老いとともに強く深くなつていく、と結んであります。六年前、本屋をぶらつとして思います。

京都・K

裁判を闘うということ、重い

荷物を背負つていくことでしたよ。どうか体調に気をつけて。

岐阜・M

## 編 集 後 記

『石牟礼さん願い』お忍びで実現皇后さま「胎児性水俣病患者に会つてください」の記事を読んだ。「えつ？ なんで」と思つた。

石牟礼さんの名は昔から知つても本を読んだことはなかつた。六年前、本屋をぶらつして『死を想う』という題に魅かれて買って読んだのが初め。

私は四二で胃がんになつたから、それからずつと『死』を思つたが、ふりかえればいろいろなことがあつて、涙もろくなつて、ドラマをみていても万感胸にせまること、多くなりました。これからどうなるか、これから残り時間を考えてします。

裁判を闘うということ、重い荷物を背負つていくことでしたよ。どうか体調に気をつけて。

それで家にあつた『苦海淨土』を初めて読んだんやつた。『十六夜橋』『西南役伝説』……読むほどに、ぐんぐん好きになつて。そやから、「なんでなんやろなあ……」とわからんのや。

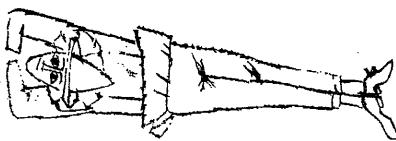
風

泉水博士さんとの  
獄中獄外交通権回復のための  
国家賠償請求共同訴訟

【第十一回口頭弁論】

日時——一〇二二年十一月十二日(木)十六時

場所——岐阜地方裁判所二〇二一号法廷



カンパ先

郵便振替

口座名称: 泉水国賠通信編集会議

口座番号: 00130-3-418009

泉水国賠つうしん n-ro 2

発行日 2013年12月5日

発行者 水田ふう

連絡先 T484-0085

愛知県犬山市鶴鳴町666